

調査のあらまし

1 調査の目的

この調査は、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）及び商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）による（指定統計第23号）。

3 調査の範囲

日本標準産業分類（総務省告示第139号）に掲げる大分類「J - 卸売・小売業」に属する事業所。

4 調査の期日及び周期

平成16年6月1日現在で調査した。商業統計調査は、「本調査」及び「簡易な方法による調査」（以下「簡易調査」という）からなり、今回は「簡易調査」にあたる。なお、昭和31年以降の調査年次、調査の種類、調査期日は下表のとおりである。平成9年以降「本調査」は5年ごとに行い、「簡易調査」は「本調査」を行った年から2年目にあたる年に行う。

調査年次	調査の種類	調査期日	調査年次	調査種類	調査期日
昭和31年	甲・乙	7月1日	昭和57年	甲・乙・丙・丙の2	6月1日
33	甲・乙	7月1日	60	甲・乙	5月1日
35	甲・乙・丙	6月1日	61	丙	10月1日
37	甲・乙・丙	7月1日	63	甲・乙	6月1日
39	甲・乙・丙	7月1日	平成 元年	丙	10月1日
41	甲・乙・丙	7月1日	3	甲・乙	7月1日
43	甲・乙・丙	7月1日	4	丙	10月1日
45	甲・乙・丙	6月1日	6	甲・乙	7月1日
47	甲・乙・丙	5月1日	9	甲・乙	6月1日
49	甲・乙・丙	5月1日	11	簡易	7月1日
51	甲・乙・丙	5月1日	14	甲・乙	6月1日
54	甲・乙・丙・丙の2	6月1日	16	簡易	6月1日

甲調査：法人組織の卸売・小売業（昭和27～33年は飲食店を含む）

乙調査：個人経営の卸売・小売業（昭和27～33年は飲食店を含む）

丙調査：一般飲食店（昭和35～51年はその他の飲食店を含む）

丙の2調査：その他の飲食店

5 調査の単位

商業統計調査は事業所ごとに調査する。

事業所とは「一区画を占めて、単一の経営主体のもとにおいて経済活動を行っている場所」において「物の生産やサービスの提供が、人と設備を有して継続的に行われていること」で、同一の経営者が2カ所以上に営業拠点を持っている場合は、その場所ごとに、また、同じ場所であっても経営者が異なる商業店舗は、経営者ごとに調査する。

6 調査の方法

調査票により対象事業所（申告義務者）の自計申告の方法で調査した。

なお、今回の調査は「事業所・企業統計調査」「サービス業基本調査」と同時に1枚の調査票により実施した。

7 利用上の注意

調査結果は、経済産業省が公表する確報値を使用している。

時系列比較において、前回以前の数値の中には、国公表値の集計分析が不十分であるため、道集計値、本市集計値を使用した部分がある。

結果表中、商業事業所数が1または2の場合、個々の事業所の情報が漏れるおそれがあるので、事業所数、従業者数以外の調査事項の数値をXで表示した。なお、この秘匿によってもれるおそれのあるものについては、商業事業所数が3以上でもXで秘匿した箇所がある。

農業協同組合の同一構内に購買店舗がある場合は複合サービス業に分類されるため、調査の対象にはなっていない。

8 主な用語の説明

商業事業所（商店）

商業事業所とは、原則として次のものをいう。

主として、商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間または支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合も商品の購入または販売とする）。

主として、他人または他の事業所のために商品の売買の代理を行う事業所または仲立人として商品の売買のあっせんを行う事業所。

卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業又は他の卸売業に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス等））を販売する事業所

製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的管理的業務を行っている事業所を除く）

他の事業所のために商品の売上の代理行為を行い、又は仲立人として商品の売上のあっせんを行う事業所（代理商、仲立業）

小売業

小売業とは主として次の業務を行う事業所をいう。

個人用又は家庭用消費のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所（菓子店、調剤薬局等）

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（訪問販売、通信・カタログ販売等）

統括管理事務所

商業を営む法人企業の本社・本部又は支社及び個人経営の事業所が、商品の仕入れ販売を行わないで総務、労務等の管理業務のみを行っている事業所をいい、商業に格付けする。なお、統括管理事務所は「年間商品販売額」、「売場面積」等の調査をしていない。

従業者

平成16年6月1日現在で、その事業所の業務に従事しているものをいい、個人事業主、無給家族労働者、会社団体の有給役員及び従事雇用従業者（一定の期間を定めずに若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人と、これ以外の平成16年4月と5月にそれぞれ18日以上雇用した者を含む）をいう。

年間商品販売額

その事業所における1年間の有体商品の販売額をいう。したがって、土地、建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、切手などの有価証券類の販売額は含まれない。

なお、平成15年4月から平成16年3月までの販売額を記入するが、これが困難な場合は直前の決算日前1年間の販売額を調査した。

売場面積

商品を販売（小売業のみ）するために、その店が実際に使用する売場の延べ床面積をいう。なお、牛乳小売業、自動車小売業、畳（製造・非製造）小売業、建具（製造・非製造）小売業、新聞小売業、ガソリンスタンド、訪問販売、通信・カタログ販売は含めない。

大規模小売店舗

売場面積が1,000㎡を超える小売店舗（寄合百貨店を含む）